

第 352 回(令和2年 12 月)定例会
第 1 回各会派政務調査会長会 開催結果

1 日時

令和2年12月3日(木) 午前11時00分から午前11時35分まで

2 場所

第3号館6階 第2委員会室

3 出席者

自由民主党	水 田 裕一郎	政務調査会長(座長)
	岡 つよし	政務調査副会長
ひょうご県民連合	竹 内 英 明	政務調査会長(副座長)
公明党・県民会議	越 田 浩 矢	政務調査会長
維新の会	高 橋 みつひろ	政務調査会長
日本共産党	き だ 結	政務調査会長

(オブザーバー)

自由民主党	戸井田ゆうすけ	政務調査副会長
	奥 谷 謙 一	政務調査副会長
ひょうご県民連合	中 田 英 一	政務調査副会長
	木 戸 さだかず	政務調査副会長
公明党・県民会議	坪 井 謙 治	政務調査副会長
維新の会	齊 藤 真 大	政務調査副会長
日本共産党	入 江 次 郎	政務調査副会長

4 当日配付資料

別添のとおり

5 会議概要

(1)「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に係る計画の審査

各会派から、策定・改定予定の計画に対し、議決の要否に係る態度が別添「令和2年度及び3年度前半に策定・改定予定の計画に係る会派態度表」のとおり表明された。

その結果、同表のうち、各会派の態度が一致した、①～④の計画を議決対象とすべき旨を、⑤～⑧、⑩～⑰については議決対象としない旨を、それぞれ議会運営委員会に報告することを決定した。

続いて意見が一致しなかった計画⑨兵庫県保健医療計画について、取扱いを協議した。

○岡 自由民主党政務調査副会長

保健医療計画は、医療法第 30 条に基づき、医療と介護の一体化等の医療提供体制の確立を推進するための具体的な施策であるという位置づけで考えており、そのような具体的な施策や事業を示す実施計画について議決することは、基本構想の範囲を超え、知事の執行権に大きく影響を与えるため、議決対象外とさせていただいており、県民連合さんの言われる「基本的指針」であるとは、意見が違うと考えている。

○竹内 ひょうご県民連合政務調査会長

この基本条例は、私自身が当選した 2007 年の前年に、自由民主党さんの若手議員を中心として、重要な計画が当局だけで進められていることに対して、日本で初めて、議会がその計画等に関与していくと、当時では先進的な条例であると学んできた。

その後、御会派の代表質問の中で、この保健医療計画の改定について十分な説明がなかったと言われた。私は、十分な説明がなかったというのは事実だと思う。しかし、その計画の改定にあたって議会が関与できなかったとその場で仰るのであれば、関与できるこうした条例があるのだから、条例の対象にしておくことが（よい）。正直、当局が決めてから言っても詮ないことで、今仰った知事の権限に属することである。そういったことが無いように、常に県民の声を具体的な計画についても反映させることができる体制をとっておくことが必要だと思っている。

しかし今の（自民党さんの）提案であるから、これはなかなか話が一致することは難しい。私どものこの態度を変えることは難しいわけなので、議会運営委員会の中で議決対象として多数決を取っていただきたい。

○岡 自由民主党政務調査副会長

議運へ諮ってほしいとのことだが、他会派さんの意見もお伺いしたい。

○越田 公明党政務調査会長

公明党としては、この保健医療計画も上位計画の下位計画であると。数値を定めるのが、非常に県民生活に大きな影響を与える数値であるというのも分かるが、位置づけとしては他の下位計画と同列であろうと考えている。

関与できないという話だが、それを言い出すと、県政で議決しないことは全て関与できないかというそうではなく、関与の仕方はいろいろあるかと思う。意見も申し上げられるし、事前に情報を入手して意見していくことも可能

と思っている。この基本計画を議決対象とするという趣旨からは、保健医療計画は違うのかなと思う。

○高橋 維新の会政務調査会長

維新の会としては少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画であるという意見は変えるつもりはない。ルールとして議会運営委員会に持ち越すことができるというのであれば、それは認めるべきだろうし、あるいはここで決着できるものか、そこは分からない。ルールどおりすべきだと思う。

○きだ 共産党政務調査会長

上位計画があるとはいえ、確かに全体を網羅する計画には間違いないが、関与できないかといわれると、私たちは議決対象か対象外であるかに関わらず、これについて意見を申し上げることはしてきた。許されるのであれば、今の意見をもう一度会派に持ち帰って（検討したい）。

○竹内 ひょうご県民連合政務調査会長

自民党は変わらないのだから、持ち帰ってもうちも変わらないので一緒なので。時間的なことを考えても、議運で粛々とやっていただいたら。これに時間をかけるのは無駄である。

○岡 自由民主党政務調査副会長

維新さんから先ほど分かれたときのルールがあれば、という意見があったが、改めて、意見が分かれたときのルールや過去どのようにしたのか、事務局の方から教えていただけないか。

○山下 調査課長

先例になるが、合意に至らなかった場合については、基本的には「議決対象とすべきではない」との調整結果として報告しており、この調整結果に異論が出され、座長が議会運営委員会での判断を求める必要を認めた案件に限り「合意できなかったもの」として整理し、その旨を議運に報告している。

今まで、かなり前になるが平成22年度に議運へ送らせてもらった例はある。

○岡 自由民主党政務調査副会長

確認だが、意見が分かれた場合は、基本的には「議決対象とすべきではない」と判断し、それでもと言われる場合は、座長の判断で議運へあげるかどうか決めると言うことでよいか。

○山下 調査課長

最終的には座長の判断になるが、各会派の意見を伺った上で、座長が判断すれば、過去にはそういった例もあると。

○高橋 維新の会政務調査会長

ということは、基本的には座長一任をして、座長が判断するということか。

○山下 調査課長

最終的には座長一任と言うことになるかもしれないが、今この場でも、それぞれ各会派でどういった意向か意見を言っていて、その上で座長が、議運へ送ったらどうかと判断した場合は、そういうことになるかと思う。

○水田 座長

先ほど事務局から説明があったとおり、先例に照らせば「議決対象としない」と報告することになるが、意見の一致がみられないようなので、議運へその旨報告して、議運に判断を委ねることになりますが、各会派ご異議ございませんか。

○岡 自由民主党政務調査副会長

先ほどの説明では、最終的に座長の判断で議運へあげるかどうかなので、一旦座長のほうで検討するということで持ち帰ってもらうのはどうか。

○越田 公明党政務調査会長

何のためにここで議論しているのか分からなくなる。賛否が拮抗しているのであれば、改めて議運でもう一度最終結論を議論しなおすということなのと思うが、県民連合さんだけが反対されているということなので、政務調査会長会としては、基本計画として議決対象とすべきでないという結論で決定でよいと思う。議運にあえてかける必要はないのではないか。

○山下 調査課長

ルールとしては、全会派一致とならなかった場合は「議決対象とすべきでない」という計画で整理するというので先例としてはさせていただいている。

その上で、どうしてもというご意見が、今回では県民連合さんからあった場合に、最終座長の判断にはなるかと思うが、それぞれのご意見を伺った上で決めている。過去には1回そのまま議運に、こういった意見があったということで送らせてもらったこともあるというのが現状である。必ずしもどうすると

決まっているわけではない。その上で各会派の先生方がどうかということと、それを踏まえて座長がどうするか決めていただけたらと思う。

○岡 自由民主党政務調査副会長

公明党さんからのご意見でもあったが、今回は県民連合さんと意見は違うが、他の会派の意見も踏まえると、賛否が拮抗しているというわけでもないので、今回は原則論にのっとり、「議決対象としない」という結論でよいと考える。

○越田 公明党政務調査会長

県民連合さんにお伺いするが、ここで決めずに議運まで持って行って決めたという意図はどこにあるのか。

○竹内 ひょうご県民連合政務調査会長

ルールに、議会運営委員会で賛否の違うものは可決したり否決したりするルールがあり、ここではまとまって多数決を取る規定ではないようなので、そちらのほうでやっていただけたら、ということである。

○岡 自由民主党政務調査副会長

そういうことであれば、先ほどの意見を尊重しつつ、座長に一任という形にしていいただければと思うがいかがか。

○竹内 ひょうご県民連合政務調査会長

結構です。

○水田 座長

それぞれご意見があるようです。県民連合さんの言うように、議運で結論を得るということも過去にあったのは事実だし、公明党さんが言うように、政調会長会で任されているのだから、ここで結論を得るように持って行くというのも正論かなと思う。

○竹内 ひょうご県民連合政務調査会長

座長、一つよろしいか。そういうルールに変えていただくのも一つの提案かなと。正直な話、全会派一致でなければ進まないとなったり、ここで座長に一任して意見が分かれているのをなかったことにするというのもよろしくない。例えばここで多数決を取れば議運には上がらないわけだから。意見はあるけれどもまとまった、というものが進んでいくのは良くないと思うのでルール改正も含めて一任したい。

○きだ 共産党政務調査会長

こういった先例もなく、このような場合こういった態度をとるのかについて、団で話していないので、今、座長に一任するとか決を取るとかいう話が出たが、それも含め今ここで私たちの態度として表明しかねるということを申し上げておきたい。

○水田 座長

それでも会派を代表して来ていただいていると思うので、ご意見は伺っておくが、この件については、座長で預からせていただくことを、各会派ご了承いただきたい。

(2) 会派提案意見書案の趣旨説明

各会派から提出された次の意見書案について、提案趣旨の説明が行われた。

(自由民主党)

意1 骨髄移植の治療等特別な理由で抗体が失われた場合のワクチン再接種制度の整備を求める意見書

意2 国民健康保険等の第三者行為求償事務に係る損害保険会社からの届けの提出代行の義務付けを求める意見書

(ひょうご県民連合)

意3 教育費の保護者負担の軽減を求める意見書

意4 ペット共生型社会における避難所整備の推進を求める意見書

(公明党・県民会議)

意5 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

意6 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

(維新の会)

意7 地域公共交通に資する自動運転技術の推進を求める意見書

意8 子宮頸がん対策の強化を求める意見書

(日本共産党)

意9 少人数学級への編制基準の見直しと教職員定数の改善を求める意見書

意10 コロナ禍における75歳以上後期高齢者医療の窓口負担2割への引き上げの凍結を求める意見書

その後、座長から、次回の会議では、各意見書案に対する態度表明を各会派より行い、協議・調整に入る旨の発言があった。

(3) 日程確認

第2回会議を12月8日(火)本会議昼休憩時に、第3回会議を12月10日(木)午前11時から行うことをそれぞれ確認した。また、意見書については態度表明資料を12月4日(金)午後5時までに提出することを確認した。